

とうかい
TOUKAI | -0 ゼロ

プロジェクト
TOUKAI (東海・倒壊) -0

総合支援事業をご存知ですか？

迫り来る東海地震に備えて わが家の耐震補強を考えましょう

川根本町では県と一体となって、予想される東海地震から一人でも多くの町民の生命を守るために「TOUKAI-0 総合支援事業」を推進しています。先の阪神・淡路大震災では6、430人の尊い命が犠牲となりました。その84%が建物などの倒壊による圧迫死であり、死因の割合の多くを占めています。

最近、日本国内でも大きな地震が増加しています。今一度、迫り来る東海地震に備えてわが家の耐震補強をご検討ください。

川根本町で推進している事業をご紹介します。

わが家の専門家診断事業

昭和56年以前に建築された木造住宅において、無料で専門家による耐震診断が受けられます。

町から専門家（耐震診断補強相談士）を派遣しますので安心です。申込みも電話

話1本で済みます。

診断の結果、安全と判断された場合は耐震補強の必要はありません。診断の結果、倒壊などの危険があると判断された場合には、耐震補強工事をお勧めします。

木造住宅補強計画策定事業

「わが家の専門家診断」の結果、補強が必要となつた場合に、どこの箇所をどのように補強するのかを専門家と相談しながら補強計画を作ります。

その費用に対して、町によ

その他にも・ プロック塀等撤去事業

道路沿いにあるプロック塀などを撤去したい場合に、町から補助金を交付しています。

TOUKAI-0 総合支援事業には、条件などがあります。



■ 建物の建築・取り壊しには届出が必要です ■

建物の規模により、建築・取壊しなど行う場合は届出が必要となりますので注意してください。

詳しいことは建設課（☎ 56-2227）、事業課（☎ 58-7076）までお問い合わせください。

- ◆ 10m²を越す建物を新築、増築する場合 ⇒ 工事届
- ◆ 10m²を越す建物を取壊しする場合 ⇒ 除却届
- ◆ 大きな建物を建築する場合 ⇒ 確認申請書

り補助金を交付します。

木造住宅耐震補強助成事業

補強計画策定後、いよいよ耐震補強工事を行います。

補強工事にかかる費用に対しても町より補助金を交付します。

本庁建設課公共建設係

☎ (56) 2227
(58) 7076

希望される人、興味のある人、補助金の額や詳しいことを知りたい人は、お気軽に役場担当までご連絡ください。

住民税と所得税の税率が変更されました

前年度まで、住民税の税率は5%、10%、13%の3段階でしたが、今年度から一律10%となりました。
 (税源移譲による改正)

課税所得が200万円までの人は5%の税率がなりますが、所得税の税率が同時に引き下げられないので、住民税+所得税

町が行政サービスを行うための財源の一つに、町県民税や固定資産税などの町税があります。しかし、財源は町税だけでは足りず、国から補助金や地方交付税などにより補填を受けており、必ずしも自主性が高いとは言えませんでした。

このため、地域の実情に沿った行政サービスを、町の責任で、より効率的に行えるよう財源を確保するため、国から地方へ「税金の移し替え」という方法で3兆円の税源が移譲されます。

税源移譲と低率減税廃止のモデルケース

夫婦十子ども2人 給与収入 年500万円の場合

平成18年

住民税	76,000	円
定率減税	△ 5,700	円
所得税	119,000	円
定率減税	△ 11,900	円
合計税額	177,400	円



平成19年

住民税	135,500	円
所得税	59,500	円
合計税額	195,000	円

*「住民税+所得税の合計額は平成18年、平成19年とも195,000円で変わりませんが、平成19年は定率減税の廃止により17,600円が増額となります。*子どもの一人は特定扶養、一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。

住民税と所得税が変わります

～身近な行政サービスを効率よく行うための「税源移譲」～

の合計額は変わりません。

○自営業の人・・・
 (確定申告で所得税を納めている人)

大半の人は6月から納付する住民税の額が増え、来年、所得税の確定申告したときに所得税額が減ります。

○サラリーマンの人・・・
 (給料から源泉徴収されている人)

大半の人は今年の1月支

定率減税が廃止されました

前年は所得税10%、住民税7・5%の定率減税がありました。が、今年は廃止となりました。このため、減税されていた分、納税額が

給の給与から所得税の源泉徴収税額が減り、6月からの住民税が増えます。

年金関連改正の経過措置による変更があります

平成17年度までは65歳以上で前年所得が125万円以下の人は、住民税が非課税となる制度がありました。しかし、この制度は単身のサラリーマンは給与収入年93万円以上で、住民税が課税となるのに対し、65歳以上上の年金生活者は年金収入年265万円以下は非課税となるため、年齢にかかわらず公平に負担を分かちあうという観点から、18年度からこの非課税制度は廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するための経過措置として、平成18年度は税額を3分の1に、平成19年度は税額を3分の2に減額することとし、平成20年度以降は全額負担することになりました。

増えることになります。



税源移譲

日以前に生まれた人が対象です。
 *この経過措置は昭和15年1月2日

年金関連改正の経過措置による変更のモデルケース

70歳単身 年金収入 年200万円の場合

平成17年	→	平成18年	→	平成19年
住民税 (非課税)		住民税 定率減税 △ 1,500 △ 12,267 △ 3,480		住民税 37,300 △ 12,434 △ 17,400 △ 42,200
所得税 △ 6,960 34,800 △ 3,480	→	所得税 34,800 △ 3,480	→	所得税 17,400
合計税額 27,800 円		合計税額 37,400 円		合計税額 42,200 円

*一定の社会保険料が控除されているものとして計算。寡婦・障害者に該当する場合は住民税0円、所得税3,900円と減税になります。*所得金額が125万円を超える人は経過措置による減額はありません。

本庁 税務課 住民税係
(56) 2223